

北海道ニュービジネス協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、北海道ニュービジネス協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を札幌市内に置く。

(目的)

第3条 本会は、時代をリードする成長企業（以下「ニュービジネス」）の経営者が緊密な情報交換等の活動によって事業の発展を促し、あわせて国内・外ニュービジネスとのマネジメントノウハウ、製品・サービスシステムなどに係る活発な交流活動を通して、人的ネットワークおよびビジネスチャンスの拡大を促進し、北海道におけるニュービジネスの振興、ひいては北海道経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ニュービジネスの成長・発展を目的とする会員間の協力、情報交換、人的交流。
- (2) ニュービジネス関係団体が主催する全国大会、国際シンポジウム等各種事業への参加、視察団の派遣など国内・外ニュービジネス企業との交流の促進。
- (3) ニュービジネスに関する調査研究、資料収集、情報の提供。
- (4) ニュービジネスに対する道民各層の理解・協力を促進するための広報・提言。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、法人会員及び特別会員、個人会員、学生会員をもって構成する。

2. 法人会員は、北海道でニュービジネスにふさわしい創造的経営を行っている企業、団体ならびに個人とする。ただし、設立3年未満の者は賛助会員として加入することを認める。
3. 特別会員は、北海道に事業所を有し、ニュービジネスに強い関心を持つ有力企業及び団体とする。
4. 個人会員は、個人事業主、企業の従業員、個人とする。
5. 学生会員は、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の学生とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出し、入会資格担当理事が入会承認の決定を行う。入会資格担当理事は、次回理事会に新入会員について報告する。

2. 入会資格担当理事は3名以上とし、会長が選任する。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面をもって会長に届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあったとき。
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を納入せず、督促後なお1年以上納入しないとき。

(会費等の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の搬出金は、これを返還しない。

第3章 役員及び名誉会長・特別顧問・顧問・評議員・参与

(役員の種類)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 専務理事 1名、常務理事 1名 各1名又はいずれか1名
- (4) 理事 25名以内 (会長、副会長、専務理事、常務理事を含む)
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第12条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選任する。専務理事及び常務理事は、理事のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第13条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 専務理事及び常務理事
会長を補佐するとともに、理事会の決議にもとづき日常の業務を処理する。
- (4) 理事 理事会を構成し、本会の運営と執行にあたる。
- (5) 監事 本会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。役員の変更があった場合、新たな役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第15条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情がある場合任期中でも総会の議決を経て、これを解任することができる。

(名誉会長、特別顧問及び顧問)

第16条 本会に、名誉会長、特別顧問、顧問を置くことができる。

第4章 会 議

(総会)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は理事の過半数が必要と認めた場合、会長が招集する。

(総会の招集)

第18条 総会を招集する場合は、開会7日前までに、その総会に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の議決事項)

第20条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の変更
- (5) その他、理事会において必要と認めた事項

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議決)

第22条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については議事録を作成し、議長及び出席者2名以上が署名捺印の上、これを保存しなければならない。

(理事会)

第24条 理事会は、毎年3回以上会長が招集する。但し、会長が必要と認めた場合、又は理事の3分の1以上から請求があった場合は、会長は臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決事項)

第25条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 本会運営上の諸事項
- (3) その他必要とする事項

(理事会の議決方法)

第26条 理事会は、理事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

2. 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事会の議長は会長がこれにあたる。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第28条 資産は、理事会の議決にもとづき会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 補 足

(委員会)

第31条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2. 委員会は、その目的とする事項について調査及び研究し、又は審議する。
3. その他委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

(事務局)

第32条 本会に事務局を置き、事務局長及び所要の職員を置く。

2. 事務局長は、会長が理事会の決議を得て任命し、職員は会長が任命する。

(実施細則)

第33条 この規約に定めもののほか、必要事項については、会長が理事会の議決を得て別に定める。

付 則

1. この規約は、昭和62年7月27日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員の任期は、第14条の規定にかかわらず、設立総会で選任された日から64年度に開催される通常総会までの日とする。また、事業年度は、第30条の規定にかかわらず、設立総会に始まり、昭和63年3月31日に終わるものとする。

平成24年6月29日、一部改正 施行。

平成27年5月28日、一部改正 施行。

2019年5月28日、一部改正 施行。